

令和4年

熊野町農業委員会

議事録

第6回

熊野町農業委員会

令和4年第6回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和4年7月20日(水) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓 治徳
委員	世良 正喜

5. 欠席委員

委員	稲垣 寿計
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
課長補佐	諏訪本 壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和4年第6回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。 1番 庄賀委員、2番 福垣内委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	お諮りします。 日程第1、報告第10号「農地法第3条の規定による許可取消について」及び日程第2、報告第11号「農地法第3条の規定による許可取消について」と日程第3、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」及び日程第4、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、関連する内容となっておりますので、報告と議案を合わせて一括議題としたいと思いますが、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議が無いようですので、日程第1、報告第10号「農地法第3条の規定による許可取消について」及び日程第2、報告第11号「農地法第3条の規定による許可取消について」と日程第3、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」及び日程第4、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、一括議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	報告第10号、報告第11号、議案第30号、議案第31号につきましては、関連する内容となるため、報告と議案を織り交ぜつつ、一括でご説明させていただきます。 本件については、先月ご審議頂いた内容でございまして、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の2筆の農地について、お父さんの〇〇〇〇〇さんがそれぞれの土地でお持ちの持ち分の全てを、娘さんの〇〇〇〇〇さんと息子の〇〇〇〇〇さんへお譲りになるという申請内容でございました。 ところが、本件については、お父さんの〇〇〇〇〇さんの持ち分すべてを子

	供へ譲るのではなく、持ち分の一部を息子、娘にお譲りになるお考えだったことが許可後になって判明いたしました。 そうしたことから、申請者から許可の取消申請を提出してもらい、これを受理して許可を取消した後、あらためて持ち分の一部を譲り渡す内容の３条許可申請書が提出されたため、今回、これをご審議頂くものでございます。 そのため、許可の取消に係るものがそれぞれ報告第１０号と第１１号となり、ご審議頂くのが議案第３０号と３１号となります。 父の〇〇〇〇〇が徐々に持ち分をお譲りになることについては、現在は、親子皆さんが一緒になって耕作をされている中で、少しずつ子供に農業経験を積んでいってもらい、将来は任せるようにしたいとお考えであると伺っております。 耕作日数や下限面積等につきましては、先月ご審議頂いたとおりでございますが、申請内容に問題になることはなく、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。 なお、本件に関しては、先月、審議頂くにあたり、農地利用最適化推進委員による現地確認及び説明を頂いているため、この度の説明は省略することと致します。 当案件について、何か質問はありませんか。
菅尾委員	持ち分の場合は、耕作面積は関係は無いのですか。
事務局	下限面積のことでしょうか。
菅尾委員	そう下限面積のことです。
事務局	下限面積でいえば、すでにこのご両名は農地をお持ちでありますので問題ありません。
菅尾委員	お二人ともですか。
事務局	そうです。
議長	質問がないようですので、１件ずつお諮りします。 日程第３、議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、日程第３、議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第４、議案第３１号「農地法第３条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第４、議案第３１号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第５、議案第３２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第３２号の農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、〇〇〇〇〇にある〇〇〇〇〇から南側に約２００mの場所に位置する、田１筆でございます。 申請に至った経緯としましては、譲り渡し人である〇〇〇〇〇は、県外在住であるため管理が難しく、現地は耕作放棄地となっていることから、譲り受け人である〇〇〇〇〇に譲渡することとし、〇〇〇〇〇としては経営規模を拡大することをお考えとのことでした。 申請書によると、譲り受け人は、町外在住ですが、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はなく、農作業への常時従事日数についても、〇〇〇〇〇が年間１５０日、世帯員である妻が１５０日、〇〇〇〇〇も従事されることとなっており、権利を取得する者またはその世帯員等の農作業に従事する「従事日数１５０日以上」の基準を満たしております。 下限面積につきましても、合計７０００㎡超の農地の所有及び農地台帳の登載を確認しており、問題はありません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めるところですが、本日、稲垣委員は急用により欠席されております。

	稲垣委員から現地調査結果説明書を提出されていますので、事務局の方で代読をお願いします。
稲垣委員	稲垣委員ですが、ご都合により、本日委員会の参加が出来ないため、稲垣委員から現地調査の結果説明書を預かっておりますので、事務局の方でこちらを代読させていただきます。 7月14日（木）に事務局と現地を確認してきました。 譲り渡し人は、県外に住まわれているとのことなので、耕作することはおろか管理することも難しい状況であるため、譲受人は町外となるものの、経営規模を拡大するため、取得される内容の申請となっております。 申請地は、事務局が説明されたように、田1筆であり、何年も耕作されていない休耕中の土地でございました。 また、農地への接道がないことなどから、今後の活用については、やや課題もあるようにも思いましたが、申請書及び添付書類等に不備がない限り受付を行うとのことですので、それらの点について問題はないと思われます。 営農計画書によると、今後、ナス、ハヤトウリ、トマトを育てて自己消費していくとのことでした。 申請書の記載では、譲受人は、たくさんの田を耕作されるため、数多くの農器具も保有されているようであり、申請書及び添付書類等にも問題は無いように確認しておりますので、許可相当の内容であると考えております。 稲垣委員からお預かりした現地調査結果説明書の内容については、以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	（全員：質問なし）
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第5、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	（全員：異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第6、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請に

	ついて」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 3 3 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、県道瀬野呉線沿線で安芸区阿戸町との境にある〇〇〇〇〇に位置する、田 1 筆でございます。 申請に至った経緯としましては、譲り渡し人である〇〇〇〇〇は、高齢であるため耕作が困難であり管理が難しく、現地は耕作放棄地となっていることから、譲り受け人である〇〇〇〇〇に譲渡することとし、〇〇〇〇〇としては自宅に隣接した宅地とともに申請地を取得し、経営規模を拡大することをお考えとのことでした。 申請書によると、譲り受け人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はなく、農作業への常時従事日数についても、申請者自身が年間 1 5 0 日、世帯員である妻も 1 5 0 日ほど従事される内容となっており、権利を取得する者またはその世帯員等の農作業に従事する「従事日数 1 5 0 日以上」の基準を満たしております。 下限面積につきましても、合計 4 5 0 0 m²超の農地の所有及び農地台帳の登載を確認しており、問題はありません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	本件につきまして、7 月 1 2 日（火）の午後に事務局と一緒に現地を確認してきました。 申請地は、さきほど事務局の方から説明がありましたように〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇の境の〇〇〇〇〇というところがあるのですが、その県道に面した今は雑草が生えておりますけど、登記上は田となっているようです。 その面積は非常に小さな面積で約 8. 6 m²くらいの田んぼがありまして、その件について申請が出ております。

	この田んぼは、どういうわけか分かりませんが、地番が非常に小さく切られていまして、2つの場所が隣接しておるのですが、ひとつは田んぼで約8.6㎡くらいで、もう一つは、宅地になっておりまして、これが約120㎡くらいで宅地で登記されております。 その場所としましては、県道に面しておる関係で、最近の県道は歩道がついておりますが、歩道に面したところで現状は雑草が生えており、柿の木が2、3本植えてあるような状況でした。 申請されておる内容としましては、田んぼの部分の8㎡あまりでジャガイモをつくれるということで、家庭菜園としてお使いになるということですが非常に良いのではないかと思います。 〇〇〇〇〇という人は、すぐ近くが自宅なものですから、家庭用の野菜を庭先でちょっと採ってこれるほど便利は良く、作られる方も良いし、譲り渡される人も比較的近い人に安心して渡すことが出来ると思います。 もう一つの宅地になっているところは120㎡足らずというところだと思うのですが、将来一緒に〇〇〇〇〇が使われて、家庭菜園のような形で使われるのではないかと思います。これも8㎡では難しいにしても、120㎡くらいになれば、家庭菜園であつてもいろいろな種類の野菜を楽しんでできるのではないかと思います。自宅の目の前という立地的に恵まれた環境からしても、家庭菜園に取り組まれるには適当な規模の農地になると思います。 さきほどの説明にもありましたように〇〇〇〇〇は、稲作も相当やっておられるようなので、ほとんどの農業機械をお持ちであり農業で耕作することに関しては何ら問題になるようなことは無いと思います。 申請書及び添付書類等にも問題になるようなことは無いと思いますので、私がみた限りでは許可相当の内容であると考えております。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第6、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続きまして、お諮りします。 日程第 7、議案第 3 4 号「事業計画変更承認について」及び日程第 8、議案第 3 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、関連する内容となっておりますので、合わせて一括議題としたいと思いますが、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議が無いようですので、日程第 7、議案第 3 4 号「事業計画変更承認について」及び日程第 8、議案第 3 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、一括議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 3 4 号の事業計画変更承認について及び、議案第 3 5 号の農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。 本案件につきましては、〇〇〇〇〇にある〇〇〇〇〇から北西に位置し、令和 4 年 1 月 2 0 日に開催された令和 4 年第 1 回農業委員会の議案第 1 号で、農地法第 4 条の規定により、申請者自宅の隣接地へ娘家族が新居を建築する内容についてご審議頂いたものに関係しております。 この度、事業計画変更承認申請書とあわせて転用申請の提出がありましたので説明いたします。 今回の事業計画変更の理由や転用の内容について、ご説明します。 承認前の段階では、〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇の 2 筆の田の敷地内へ娘家族の新居を建築されるものでした。 新居を計画のこの場所は、下水道接続の区域外であるため、生活排水は浄化槽を設置し処理する計画でございましたが、新たな申請地である〇〇〇〇〇が市街化区域に接する土地であり、ここへ汚水桝を設置することにより、区域外からも下水道へ接続することが可能となるとのことのため、承認後になって、申請者が浄化槽をとりやめ、下水道へ接続することに方針を変更されたものでございまして、これに伴い、新たに〇〇〇〇〇の田の一部も転用されるものでございます。 事業計画変更にかかる提出書類等は、具備されており、特に問題はないもの

	と思われます。 次に、汚水桝の設置のため、農地の一部を転用することとなった田 1 筆の転用に関しては、申請地は現在休耕中であり今後耕作を行う見込みはないとのことです。 被害防除措置計画書によると、土地の造成等を行わず、現状の土地利用で設置するとのことです。 添付されている被害防除計画書等に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	ありがとうございました。 なお、本件に関しても、1 月に審議頂くにあたり、農地利用最適化推進委員による現地確認及び説明を頂いているため、この度の説明は省略することと致します。 当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、1 件ずつお諮りします。 日程第 7、議案第 3 4 号「事業計画変更承認について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 3 4 号「事業計画変更承認について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第 8、議案第 3 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 3 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第 9、議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

	事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 3 6 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、城之堀地区、〇〇〇〇〇から北に約 1 0 0 メートルのところに位置する田 1 筆でございます。現況は作付けされておらず、休耕状態の土地で、転用目的としましては、太陽光発電設備の設置となっており、転用面積は、6 0 6 m²、太陽光パネル枚数は 1 4 5 枚と計画されています。 譲り渡し人は、当該地について近年耕作を行っておらず、保全管理のみを行っている状況とのことで、今後も耕作予定は無く、手入れ等の作業を続けていくことが困難なため、売電事業者である譲り受け人へ、2 2 年間の地上権を設定するとのことです。 被害防除措置計画書によると、土地の造成及び整地等を行わず、草刈程度のみを行い、現状のまま太陽光パネルを設置するとのことです。 その他申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 世良正喜委員、お願いします。
世良正喜委員	7 月 1 5 日（金）に事務局と現地を確認してきました。 場所は事務局が説明したとおりで、日当たりとしては、まずまずの場所であると思います。 太陽光発電設備の東側と南側は、住宅と接していますが、太陽光発電設備の向きは住宅の無い西側に向ける予定であり、そのうえ、設置に関する了解も得られていると聞いております。 事務局による説明でもあったように、現地は休耕中で、今後も耕作する見込みはないとのことであるため、別の利用により土地を有効活用したいとの思いがあったことから、太陽光発電設備を設置する計画となったようで、地上権を設定されるとのことです。 工事計画等によれば、許可後に工事に着工し、9 月末までに設置したいとのことで、太陽光パネルは、1 4 5 枚になる予定だそうです。

	申請書及び添付書類等にも問題になるようなことは無いと思われますので、許可相当の内容であると考えております。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
空田委員	他の地域も最近、太陽光発電が増えてきているみたいですが、結構、トラブルが増えてきているみたいで、例えば、草刈りとか水路の問題とか、いろいろなトラブルが多くなっているということで、熊野町もいま増えてきているということで何かトラブル的なものは何か出ておりますか。
事務局	事務局の方へ太陽光発電のことでトラブルというものは寄せられておりません。少なくとも私は受けたことがありません。このことは以前からもこの委員会の中で話題にあがっているのですが、許可の条件ではないものの、事務局の方が一応、設置される業者に周囲の皆さんのご了解は必ずとってくださいとお願いをしております。この度も未然に了解を取っているか、特に今回の件は、住宅街なものですから確認をしまして、方位を西側へ向け、なおかつ近隣にお住まいの方の了解はとっていることが、若干作用はしているのではないかと考えております。
空田委員	最近、なんか増えてきているということで。それと、熊野町の方で設置場所の管理というか把握というのはされていますか。
事務局	設置場所の把握はしていないですね。といいますのが、農地であれば農地転用の件数を確認すればわかりますが、それが農地ばかりでは無いと思われますので、そういうことでいえば把握できていないと思います。
議長	今の件に関しては、隣の方に了解を得ておるというのは何か書き物で残すという規定とかあるということですか。
事務局	特にそういうことは無いですね。
議長	ならば口頭でもわかったと言われれば良いということですね。
事務局	そうです。ただし、ガイドラインに基づいて事務をしている中で太陽光発電に関しては許可事務の取り扱いが変わってきておりまして、許可をするときに実は条件を付して許可をしているのですが、その許可の条項数が年を追うごとに増えてきております。そういう意味では、問題になっていることに対しての認識があるものと思われます。

議長	厳しくなっているので、特に問題としてはあがっていないということです。まわりから私は許可していないのに何で出来たのかといった話は出てないと。 空田さん言われるように草刈りとか虫の話とかね、いろいろ耳にすることはあるけどね。
庄賀委員	役場までは言っていないということでしょう。
議長	出ていないのでしょうね。
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第9、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第9、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	以上で本日の日程はすべて終了しました。 引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。 次回の農業委員会は8月22日(月)に開催予定です。 議案については8月15日(月)以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和4年第6回熊野町農業委員会を閉会します。